

令和 7 年度総社市発掘作業員（会計年度任用職員）登録要項

総社市では、発掘作業員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により任用される会計年度任用職員）として勤務することを希望する方の登録を行っています。

任用は業務の必要に応じて登録者の中から選考するため、登録しても必ず任用されるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

申し込みは、総社市文化財課へお持ちいただくか、郵送にてお願いいたします。

1 任用条件

地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・総社市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 など

2 登録の申込手続き

（1）応募書類

登録申込書

※様式は総社市文化財課で配布しているものか、ホームページからダウンロードしプリントアウトしたものを使用してください。

（2）登録申込期間

総社市文化財課において随時受け付けております。

【持参の場合】8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

【郵送の場合】封筒の表に「発掘作業員希望」と朱書きしてください。

なお、郵送事故が発生した場合の責任は負いません。（簡易書留扱いが望ましい）

（3）申し込み先

総社市文化財課

〒719-1192 総社市中央一丁目 1 番 1 号

電話番号：0866-92-8363

3 登録後の連絡等

面接等に関する連絡は、申込書記載の連絡先に行います。変更等がある場合は、速やかに当課へ連絡してください。

提出された申込書はお返しできませんのであらかじめご了承ください。

4 登録の有効期限

登録の有効期限は令和 8 年 3 月 31 日までです。経過後は、申込書を破棄しますので、更新を希望される場合は再度登録申込書を当課へ提出してください。

5 任用（選考）の方法

書類審査や面接等により任用決定します。日時や場所については、個別に連絡します。なお、登録の申し込みを行っても、必ず面接の連絡があるわけではありません。

6 勤務条件等

(1) 勤務場所

市内発掘調査現場

(2) 任用期間

1 会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで）の範囲内で任用します。任用の時期や期間は、発掘調査の内容に応じて変動することがあり、数日間の短期就労の場合もあります。

(3) 条件付採用

採用後 1 か月間（採用後 1 か月間の実際に勤務した日が 1 5 日に満たない場合は、1 5 日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式に採用します。

(4) 業務内容

- ・発掘調査現場における発掘作業及び環境整備
- ・出土した遺構・遺物の保護保存・記録等に関する業務
- ・発掘調査現場施設の設営、維持、撤去に係る環境整備
- ・その他市が必要と認める業務

(5) 応募資格

- ・地方公務員法第 1 6 条の欠格条項に該当しない者
- ・屋外作業に対応でき、身体面の自己管理ができる者
- ・自力で勤務場所へ通勤することができる者

(6) 勤務日及び勤務時間

- ・祝日を除く月曜から金曜日
- ・勤務時間は、現場の規模により、正規職員勤務時間（8 時 30 分から 17 時 15 分まで）の間で変動
※公務の都合により、上記以外の勤務日及び勤務時間に振り替えることがあります。

(7) 週休日及び休日

勤務が割り振られていない日（天候不良及び発掘条件未整備等により作業が不可能な日を含む）

(8) 報酬等

基本単価（時間額）：1, 1 9 5 円

費用弁償：一般職員に準じて計算し、勤務日数に応じて日額支給

※条例等などの改正（給与改定など）により変更されることがあります。

(9) 社会保険等

労災保険適用（健康保険・雇用保険等の適用は原則ありません。ただし、現場により勤務条件がことなるため、各種保険の加入要件を満たす場合は適用になります。）

(10) その他

- ・地方公務員の服務規程（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。
- ・営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止しませんが、他の仕事との兼業（営利企業等への従事等）を行う可能性がある場合は、その旨を申し出てください。（公務に支障を来すような長時間労働となる場合など、必要に応じて一定の制限を課すことがあります。）